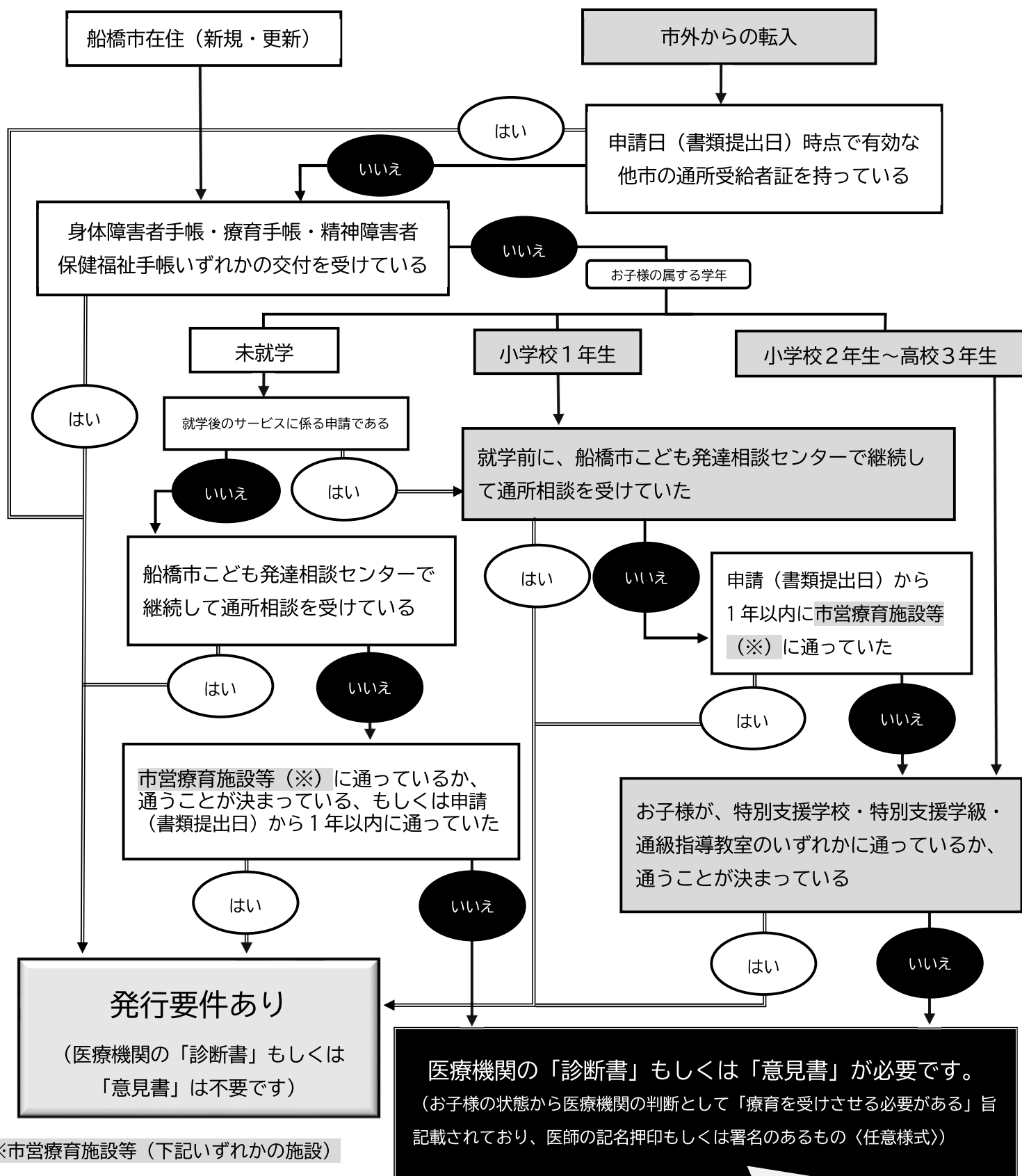


<通所受給者証の発行要件に係る「診断書・意見書」の要否 フローチャート>



※市営療育施設等（下記いずれかの施設）

- 【市営】ひまわり親子教室・たんぼ親子教室・西簡易マザーズホーム・東簡易マザーズホーム
- 【児童発達支援センター】さざんかキッズ・とらのこキッズ
- 【その他】やまびこルーム(千葉市)

医療機関の「診断書」もしくは「意見書」が必要です。
（お子様の状態から医療機関の判断として「療育を受けさせる必要がある」旨記載されており、医師の記名押印もしくは署名のあるもの〈任意様式〉）

なお、前回更新時に発行要件として提出した診断書・意見書の日付が、今回の申請日（書類提出日）から1年以内であれば、新たに取得する必要はありません。※日付が不明な場合はお問合せください。